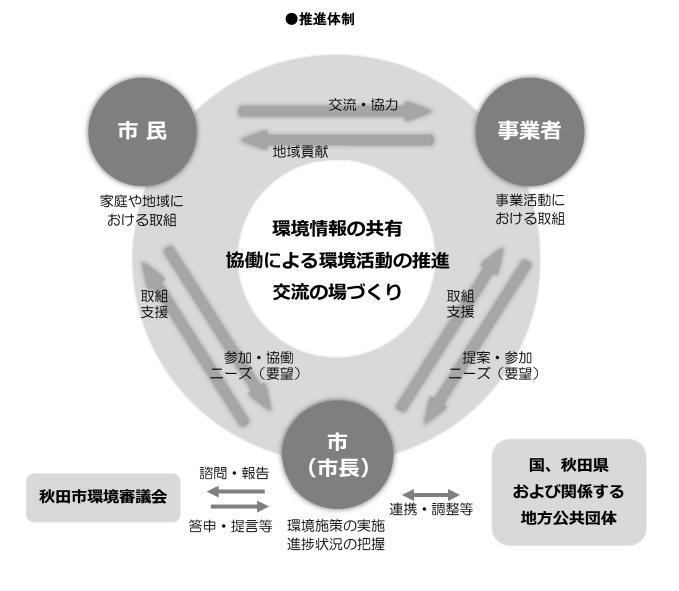
第7章 計画を推進するための仕組み

本計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、各環境目標・指標の達成状況や各施策の取組状況を定期的に把握した上で、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていきます。

また、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCAサイクル*の一連の手続によって、本計画の進行管理を行っていきます。

1 推進体制

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、この計画が確実に推進される仕組みが必要です。このため、環境基本条例や環境都市あきた宣言に基づき、市、事業者および市民が協働*しながら、それぞれ役割を自主的に果たすよう推進体制の整備に努めます。



(1) 市の推進体制

市は、本計画の趣旨および施策の取組内容の周知啓発に努め、総合的かつ 計画的に推進する環境施策を基軸として、庁内の各部局との連携を強固にし、 望ましい環境像を念頭に置いた施策の展開を図っていきます。

(2) 秋田市環境審議会

環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者で構成される秋田市環境審議会を設置しています。市は、秋田市環境審議会に対し本計画の策定や改定、推進に関する報告を行うとともに、意見および提言を受け、その反映に努めます。

(3) 市、事業者および市民との連携・協働体制等の整備

ア 環境情報の共有

環境に関する各種情報の整備を図り、SNS*等を活用した迅速な情報 発信等を行い、市民が気軽に活用できるよう努めます。

また、事業者および市民からの意見・提言等を集約して本計画に反映させ、事業を効率的に推進していきます。

イ 協働による環境活動の推進

環境関連活動団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを推進し、環境に配慮したまちづくりのため、市、事業者および市民の協働*による環境活動の推進に努めます。

ウ 交流の場づくり

環境に関する情報や人の交流、専門的な知識を持った人との連携などを 図るため、環境関連の活動をする個人や団体同士の交流の場づくりに努め ます。

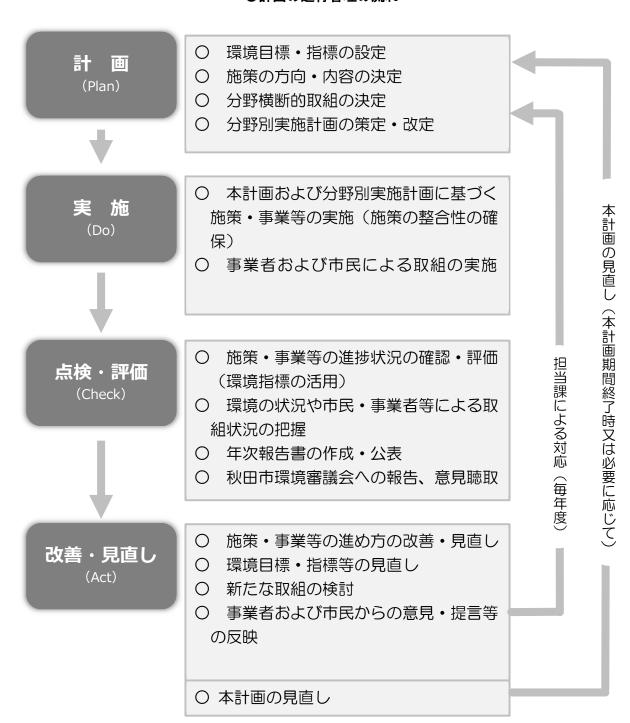
(4) 広域的な連携の強化

雄物川流域の水質保全のように市域を越えて対応する必要のある課題および災害廃棄物の処理をはじめとする広域的な対応が必要な課題に対しては、 国、秋田県および関係する地方公共団体との連携を図り、相互に協力して広域的な視点から取組を推進します。

2 進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進していくために、環境マネジメントシステム*の考え方である計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、改善・見直し (Act) という PD CAサイクル*に基づき、本計画の進行管理を行います。

●計画の進行管理の流れ



(1) 施策の整合性の確保

施策の立案や推進に当たっては、本計画との整合性を図ります。

(2) 環境目標・指標の設定および活用

環境の状況や施策および事業の進捗状況を評価するため、環境目標・指標を設定し、本計画の効果的な進行管理に努めます。

また、環境目標・指標は、本計画の推進段階においても実態調査などを基に見直しするとともに、必要に応じて追加します。

(3) 年次報告書の作成・公表

本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本条例第10条の規定に基づき、本計画の施策・事業の進捗管理や目標達成状況などを取りまとめた年次報告書を作成し、公表します。

(4) 改善・見直し

秋田市環境審議会をはじめ、事業者および市民からの意見を受け、本計画の効果的な推進に努め、内外の情勢を考慮しつつ、必要に応じて環境施策や本計画の改善・見直しを行います。